

議案第70号

平成27年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成27年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり自己資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てることについて、議決を求める。

平成28年9月2日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

平成27年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の全部を自己資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

平成27年度狭山市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,952,039,703	767,161,181
議会の議決による処分数額	0	△ 767,161,181
自己資本金へ組入	0	△ 538,891,667
減債積立金の積立	0	△ 228,269,514
処分後残高	13,952,039,703	(繰越利益剰余金) 0